



日本語 中文 En

検索キーワード

よくあるご質問

お問い合わせ



日本台湾交流協会について 事業概要 領事・各種業務 安全・緊急情報 査証・VISAS 日台関係・台湾情報 日台友情

ホーム > 事業概要 > 日台知的交流事業 > 共同研究助成事業 > 共同研究助成事業（人文・社会科学分野）募集要項

共同研究助成事業（人文・社会科学分野）募集要項

令和7年12月:

事業概要

「グローバル協力訓練枠組み」
Global Cooperation and
Training Framework (GCTF)

青少年交流事業

日台知的交流事業

日台若手研究者共同研究事業

日台若手研究者共同研究事業
旧ページ

フェローシップ事業

共同研究助成事業

共同研究助成事業（人文・
社会科学分野）募集要項

共同研究助成事業（自然科学・
応用科学分野）募集要
項

2003～2019年度共同研究
助成事業（人文・社会科学
分野）採用一覧

2020～2023年度共同研究
助成事業（人文・社会科学
分野）採用一覧

2022～2023年度共同研究
助成事業（自然・応用科学
分野）採用一覧

過去の募集要項

日本語教育支援事業

奨学金留学生事業

広報文化交流事業

助成事業

後援名義事業

日本研究支援事業

台湾における対日世論調査

貿易・経済事業

日本産農林水産物・食品輸出支
援プラットフォーム

2026年度募集要項

公益財団法人日本台湾交流協会では、以下の要領で2026年度「共同研究助成事業（人文・社会科学分野）対象研究を募集します。応募の締め切りは2025年1月30日（金）です。

1. 事業の目的

日本と台湾双方の若手研究者が共同して研究活動・討議等を行うことにより、日台学術交流のネットワーク及び協力関係を強化することを目的とします。

2. 助成対象

(1) 人文科学または社会科学分野において新たに開始する共同研究で、新しい知識または概念の展開及び研究方法などの点で学術的価値があること。

(2) 日台双方の研究者の間で十分な事前協議が行われ、共同研究の目的と内容が明確であること。

(3) 若手研究者が主体的に関わる研究であること。

(4) 2026年5月1日から2027年3月19日までに実施、終了する研究であること。

3. 申請資格

以下のすべての条件を満たしてください。

(1) 日本及び台湾双方各2名以上の研究者・専門家から構成されるグループであること。

(2) グループの構成メンバーは、大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者もしくは相応の学術業績者であること。

(3) 若手研究者（原則40歳未満）が日台双方各1名以上研究参加者になっていること。必要に応じて院博士課程修了者及び大学院博士課程（後期）在学者等を加えることが可能。

(4) **経理責任者は日本在住者であること。**（助成金は全て日本円で支給。）

4. 申請方法

以下のリンクより申請用紙（エクセルファイル）をダウンロードして必要事項を記入の上、9. 申請書と問い合わせ先記載のいずれか1か所に電子メールにてお申し込みください。提出後1週間以内に応募完了が届かない場合、電話もしくはメールで確認してください。

・申請用紙ダウンロード：

https://www.koryu.or.jp/Portals/0/tokyo/2025/12/1216/jrhs_application_form.xlsx

・ファイル名は、漢字で「共同研究 日本側研究機関名&台湾側研究機関名.xlsx」としてください。

・メールの件名は、漢字で「【共同研究助成】日本側研究機関名&台湾側研究機関名」としてください。

申請締切は、**2026年1月30日（金） 必着**です。

5. 助成対象の項目及び金額

一件あたりの支給金額は、年間100万円を上限とします。（ただし、申請した金額が全て助成対象に認めとは限りません。）

(1) 日本（又は台湾）から共同研究実施のために訪台（又は訪日）する者の日本・台湾間の往復国際賃。（エコノミー・ベックス料金）

(2) 出張に伴う滞在費および国内・域内交通費。（調査研究等研究活動のための出張費を含む）

- (8) 補助員雇用・業務委託費
- (9) 通信費
- (10) 図書・消耗品費
- (11) 研究機関の本経費の管理費(間接経費)

※詳細は別紙「2026年度実施要項」を参照してください。

※実施要項ダウンロード：https://www.koryu.or.jp/Portals/0/tokyo/2025/12/1216/jrhs_handbook.pdf

6. 助成の条件

(1) 申請者は、本件事業終了後、2027年3月19日必着で所定『事業実施報告書（エクセルファイル）』証拠書類を提出してください。

・報告書ダウンロード：https://www.koryu.or.jp/Portals/0/tokyo/2025/12/1216/jrhs_report_form.xls

(2) 事業参加者は研究成果を公開してください。学会誌等に発表する場合には、当協会の協力によることを明記し、その成果物のコピーを当協会に提出してください。

(3) 申請者は、申請当時の事業計画に変更があった場合には、速やかに当協会にその旨を届け出、そを受けてください。（※届け出の必要の有無については別紙「実施要項」を参照。）

(4) 共同研究実施に当たっては、申請者が一切の責任を負うことになります。

(5) 政治活動その他開催目的の趣旨に反する活動、行事は、一切行わないでください。

7. 助成の方法

事業予算計画書にもとづいて助成総額の6割を概算払いし、事業終了後に残りを精算します。

※助成金の管理を大学等の会計担当部署に委託する場合は、助成総額を一括で概算払いし、事業終了後することが可能です。その場合は経理責任者として当該機関の担当責任者を指名してください。

※当協会が助成した項目については、証拠書類(原証明を付したコピーでも可)及び、使用済み航空券の(航空会社が発行する搭乗証明書でも可)を必ず添付してください。

※期日までに、事業報告書及び精算に必要な証拠書類の提出が無い場合は、残金を支払いできないばかり、既に支払った概算金も返納となるので注意してください。

8. 採用・不採用の発表

2026年3月下旬までに書面で結果を発送します。

※本事業は令和8年度予算成立を前提としており、予算の成立状況等によっては、採用が無効となる場合があります。

※審査結果についての電話及び来訪による照会には応じません。

9. 申請書送付先&問い合わせ先

以下の2カ所のうち、研究代表者の所在地にある申請・問い合わせ先に連絡してください。

(1) 日本

公益財団法人日本台湾交流協会 総務部 共同研究助成事業（人文・社会科学分野）担当者あて

〒106-0032 東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル7階

電話：(03) 5573-2600

FAX：(03) 5573-2601

メールアドレス：jpnstud-k1#k1.koryu.or.jp

(スパムメール防止のため@を#に変えて表記しています。)

(2) 台湾

日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部 共同研究助成事業（人文・社会科学分野）担当者あて

〒105403 台湾台北市慶城街28号 通泰商業大樓

電話：(02) 2713-8000 内線2414



日本語 中文 En

検索キーワード

よくあるご
質問

お問い合わせ



[日本台湾交流協会について](#) [事業概要](#) [領事・各種業務](#) [安全・緊急情報](#) [査証・VISAS](#) [日台関係・台湾情報](#) [日台友情](#)

[日本台湾交流協会について](#) [事業概要](#) [領事・各種業務](#) [安全・緊急情報](#) [査証・VISAS](#) [日台関係・台湾情報](#) [日台友情](#) [新着](#)
[サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#) [サイトマップ](#)

公益財団法人日本台湾交流協会

© 2025 Japan - Taiwan Exchange Association